

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年11月22日（水） 号外第88号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例（49）（税務課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例 （50）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 4

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 環境性能割に係る更正、決定等に関する通知について定めた規定中引用する地方税法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年1月1日とする。

◇鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の趣旨について定めた規定中引用する児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知）</p> <p>第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、<u>法第171条第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p>	<p>（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知）</p> <p>第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、<u>法第171条第6項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p>

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例（平成26年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第62条の7</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）<u>第51条</u>の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第62条の6</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）<u>第47条</u>の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。